

令和 5 年 12 月 27 日  
観 光 庁

## 九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画について

令和 4 年 4 月に長崎県及び KYUSHU リゾーツジャパン株式会社から認定申請のあった特定複合観光施設区域整備計画（九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画）については、国土交通大臣が設置した外部有識者からなる審査委員会（特定複合観光施設区域整備計画審査委員会）において、審査を行ってきました。

今般、当該計画については、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（令和 2 年 12 月 18 日特定複合観光施設区域整備推進本部決定）に従い確認を行った結果、「要求基準に適合しないことから基本方針に則り認定を行わないとすることが相当」との審査委員会の見解が示されたことを受けて、国土交通大臣は、本日（令和 5 年 12 月 27 日）付で、特定複合観光施設区域整備法第 9 条第 11 項の規定に基づく認定を行わないこととしましたので、公表いたします。

（参考）

「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」に関する特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の見解

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/810000788.pdf>